

定 款

公益財団法人 医療研修推進財団

公益財団法人医療研修推進財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この財団は、公益財団法人医療研修推進財団(以下「本財団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、医療に関する各種分野を横断的かつ統合的に捉え、高度な情報技術を活用することを通じて各種医療従事者を対象とした研修の実施、関係団体が実施する研修への支援及び関連情報の収集、提供等を行うこと、並びに言語聴覚士に係る試験事務等を行うことによって医療の質を高め、もつて国民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療従事者に対する研修の実施
- (2) 関係団体が実施する医療従事者に対する研修への支援
- (3) 医療従事者に対する研修に関する国内外の情報の収集及び提供等
- (4) 研修希望者と研修プログラムとの組合せ決定(マッチング)の実施に関する事務
- (5) 言語聴覚士国家試験の実施及び登録の実施等に関する事務
- (6) その他、本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告)

第5条 本財団の公告は、本財団の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財務及び会計

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産とその他の財産2種類とする。

- 2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 第6条に規定する基本財産及びその他の財産の維持管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画書及び収支予算書等)

第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けるとともに、直近の評議員会へ報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会において承認を得なければならない。

2 前項の計算書類等については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本財団は、第1項の評議員会の終結後直ちに貸借対照表を公告するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 本財団が資産の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会及び評議員会において、議決に加わることができる理事及び評議員の過半数が出席し、3分の2以上多数の議決を得なければならない。

2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

第11条 本財団の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第12条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 本財団に、評議員8名以上12名以内を置く。

(選任等)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者は三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は

評議員のうちいづれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

3 評議員に異動があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第 16 条 評議員に対して、毎事業年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分及び除外の承認
- (8) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時の評議員会を開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第21条 評議員会は、この定款に特に規定するものを除き、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、法人法第189条第2項に規定する事項及び定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該事項の評議員会の報告があつたものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事録は、議長が作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印の上、これを保存する。

第4章 役員等

(会長)

第26条 本財団に、会長を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 会長に対して、報酬を支給することができる。

(種別及び定数)

第27条 本財団に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、本財団の法人法上の代表理事として理事会の決議によって選定する。

- 3 常務理事は、本財団の法人法上の業務を執行する理事として理事会の決議によって選定する。
- 4 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務)

第29条 理事は、次に掲げる職務を行う。

- 2 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して本財団の業務を分担執行する。
理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する
- (2) 本財団の業務並びに財産の状況を監査する
- (3) 理事会に出席し、必要があるときと認められたときは意見を述べなければならない
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集する
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を評議員会に報告する
- (8) 理事が本財団の目的の範囲以外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する

(9) その他法令上の権限を行使する

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、第27条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 役員等が次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の議決権の三分の二以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき

(報酬等)

第33条 役員等に対しては、評議員会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

2 役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償する。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引をしようとするとき

(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本財団の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定例理事会として毎事業年度終了後3ヵ月以内及び翌事業年度開始

3ヵ月以内の2回開催するほか、必要がある場合に臨時の理事会を開催することができる。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席により成立する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項及び第30条第4号の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事録は、議長が作成し、出席した理事長及び監事が記名押印の上、これを保存する。

第6章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任軽減)

第45条 本財団は、理事会の決議によって、役員等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本財団は、外部役員等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条の事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第49条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の多数による決議により、第3条に規定する目的及び第4条の事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 前2項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 本財団は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により、他の法人法の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、同法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、本財団と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第51条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 財産目録
 - (3) 役員等名簿
 - (4) 役員等報酬規程
 - (5) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
 - (6) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書
 - (7) 前号の監査報告書
 - (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

第9章 賛助会員

(会員)

第53条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を、賛助会員とすることができます。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるものほか、本財団の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 12 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この財団の最初の代表理事は猿田 幸男、業務執行理事は福井 次矢とする。
- 4 この財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

網本 和 岩崎 荣 遠藤 明 上村 一 行天 良雄
平田 素子 中澤 靖夫 畑尾 正彦 山野 強 山田 史